

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	GEONET通信回線網の運用業務(単価契約)
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官国土地理院長 大 木 章 一 茨城県つくば市北郷1番
契 約 締 結 日	令和 6年 4月 1日
契約の相手方の氏名及び住所	東日本電信電話株式会社 法人番号 8011101028104 東京都新宿区西新宿3丁目19番2号
契 約 金 額 (消費税及び地方消費税含む)	9,449,880円
予 定 価 格 (消費税及び地方消費税含む)	9,471,880円
随意契約によることとした理由	<p>GNSS連続観測システムで使用しているIP-VPN回線(KDDI)の提供サービスが令和6年9月に終了予定であるため、各通信事業者が提供する回線網の価格面と技術・サービス面の両面を考慮した基準を定めて選定を行い、今後必要となる通信回線等の契約の相手方を東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)とすることを令和5年2月に決定した。その後、NTT東日本を主契約相手として新たな通信回線網の構築を進めており、令和6年3月に現行の回線網から切替える予定である。</p> <p>新たな通信回線網は、全国に位置する電子基準点との通信を確立し、また、光回線と無線通信(LTE)を組み合わせることで構築していることから、NTTグループ各社の複数種類の回線及び閉域網(Interconnected WAN、フレッツVPNワイド、フレッツ光ネクスト、閉域SIM)で構成される。この新たな通信回線網において、現行の通信回線と同等の安定運用を行うためには、障害発生時における障害箇所の特定制及び復旧作業の手配、並びに、工事・故障情報の通知を行う本保守運用業務が必要不可欠である。</p> <p>本業務を実施するためには、新たな通信回線網に精通し、個々の回線ID等を把握している必要があるため、通信回線網の構築者以外には行うことが出来ない。また、契約約款において、「IP通信網契約者又はローミング契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、(中略)当社に修理の請求をしていただきます。」と記載されていることから、保守運用に当たる本業務は通信回線網の契約者以外には行うことが出来ない。このため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102の4第3号の規定により東日本電信電話株式会社と随意契約を行うものである。</p>
備 考	